

岩手県告示第 286 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 野田港線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡野田村大字野田第 36 地割字小谷地 110 番 2 地先内	新	m 15.1~14.6	m 6.2
	旧	15.1~12.3	6.2
九戸郡野田村大字野田第 36 地割字小谷地 110 番 1 地先から 147 番 2 地先まで	新	23.2~10.7	395.2
	旧	20.0~8.5	399.3
九戸郡野田村大字野田第 36 地割字小谷地 44 番地先から 第 30 地割字下長地 41 番 1 地先まで	新	17.6~12.1	346.1
	旧	11.3~9.4	346.1
九戸郡野田村大字野田第 30 地割字下長地 41 番 1 地先から 9 番 2 地先まで	新	15.9~11.4	29.6
	旧	9.4~8.5	29.6
九戸郡野田村大字野田第 30 地割字下長地 9 番 5 地先内	新	11.1~8.9	9.5
	旧	10.4~8.9	9.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 久慈地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 3 月 27 日から同年 4 月 27 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 遠野住田線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市綾織町新里 27 地割 29 番 1 地先から 31 地割 60 番 4 地先まで	新	A m 35.8~11.7	m 651.7
		B 37.8~15.5	660.0
遠野市綾織町新里 29 地割 10 番 3 地先から 1 地割 61 番 2 地先まで		C 57.5~11.5	634.0

遠野市綾織町新里 27 地割 29 番 1 地先から 31 地割 60 番 4 地先まで	旧	A 35.8~11.7	651.7
-------------------------------------------------	---	----------------	-------

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成 21 年 3 月 27 日から同年 4 月 27 日まで

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 野田長内線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡野田村大字野田第 36 地割字小谷地 107 番 2 地先 内	新	m 22.2~9.4	m 7.0
	旧	10.6~9.4	7.0
九戸郡野田村大字野田第 36 地割字小谷地 122 番 1 地先 から第 37 地割字焼切 30 番 491 地先まで	新	60.7~32.7	47.9
	旧	47.8~13.0	47.9
九戸郡野田村大字野田第 37 地割字焼切 30 番 365 地先か ら 30 番 442 地先まで	新	14.3~13.1	23.9
	旧	11.5~10.7	23.9
九戸郡野田村大字野田第 37 地割字焼切 30 番 449 地先か ら 30 番 456 地先まで	新	24.4~11.2	67.4
	旧	12.1~11.1	67.4

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 久慈地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 3 月 27 日から同年 4 月 27 日まで

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 342 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市巖美町字下真坂 2 番 19 地先から字天王 153 番 1 地先まで	新	m 83.5~37.5	m 30.0
	旧	70.0~18.5	30.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 21 年 3 月 27 日から同年 4 月 27 日まで